

# 青少年非行防止!



## 万引きは犯罪です!

☆明石市内初発型非行(万引き)取扱状況【小・中学生】

	万引き取扱総数	男子	女子
令和4年中	2	2	0
令和3年中	4	3	1
令和2年中	12	5	7

※令和4年中は暫定値(兵庫県警調べ)



- 万引きは、子どもであっても、絶対に許されません。
- 軽い気持ちでしたことが、窃盗罪となり、心にも傷を負います。
- 子どもの持ち物に関心を持ち、買い与えていない物を持っていないか、分かるようにしておきましょう。
- いざという時は、毅然とした指導が再犯防止につながります。

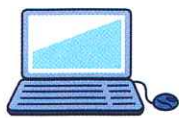
☆悪いことは悪いという認識をしっかりとって、子どもの規範意識を育てることが大切です。



## インターネット利用には、危険がいっぱい!



スマートフォン



パソコン



タブレット型携帯端末



ゲーム機

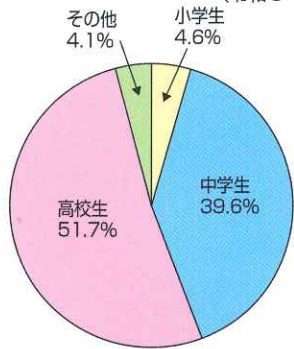
インターネットに接続できる機種もあります。



- ネットの長時間利用は、学力低下や睡眠障害、食欲不振などを招く危険性があります。
- 無料ゲームアプリでも、課金することで高額請求されることがあります。
- 子どもが、インターネットを利用してどんなことをしているのか、関心を持ちましょう。

☆コミュニティサイトで被害を受けた青少年のうち、87.7%がフィルタリング機能を利用していませんでした。

☆年齢別の被害児童の割合(令和3年)



- 犯罪者は、怪しげなサイトだけでなく、子どもが使いそうなサイト、ゲーム内で良い人をよそおって接触してきます。
- 交流を目的としたアプリやサイト(Twitter・Instagramなど)を利用した犯罪や被害が急増しています。
- ネット上に悪口を書き込んだり、勝手に他人の写真や動画を投稿したりすることは、犯罪、加害者になることがあります。
- SNSでの個人情報の流出は、いやがらせ被害や性的被害につながる可能性があります。

☆ネットの利用時間や利用方法など、家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう。

### ●家庭のルールの具体例

- ・困ったときはすぐに大人に相談する。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・知らない人からのメッセージに返信しない。
- ・お金がかかる場合は、親に事前に相談する。
- ・メールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・パスワードは、保護者が管理する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ・アプリをダウンロードする場合は、事前に親に相談する。
- ・他の家庭のルールを尊重する。 など



※兵庫県の青少年愛護条例により「インターネットを利用することができる端末(スマホ・パソコン等)のフィルタリングを有効化措置することが義務化」されています。



## 非行防止への第一歩(一人一人ができること)

大切なことは伝えましょう

- 子どもだけの夜間外出は、生活の乱れや、犯罪の被害者になることにつながります。
- 「夜間に外出させない(※)」「起床時刻や就寝時刻を決める」「家の手伝いをさせる」など、規則正しい生活を送るためのルール作りを家庭内で行いましょう。
- 日頃から子どもに心を寄せて、会話を多くし、子どものサインをつかみましょ。



※兵庫県の青少年愛護条例により「保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない」とされています。\*深夜とは、午後11時から翌日の午前5時までをいいます。

